

滋賀県環境こだわり農業推進条例の改正 および基本計画の改定について

○目次

1	改正・改定の趣旨	… 2P
2	条例の改正について	… 2P
3	基本計画の改定について	
	(1) 計画の位置づけ	… 3P
	(2) 計画の期間	… 3P
	(3) 基本計画(骨子案)	… 4P~16P
4	環境こだわり農業審議会での主な意見(参考)	… 17P
5	改正・改定のスケジュール(予定)	… 18P



1 改正・改定の趣旨

オーガニック農業の進展および地球温暖化の防止や生物多様性の保全への対応等、近年の情勢の変化を踏まえ、滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正するとともに、環境こだわり農業のさらなる推進に関する具体的な施策の方向を示す基本計画の改定を行う。

2 条例の改正について

オーガニック農業を環境こだわり農業に位置づけるとともに、琵琶湖はもとより地球環境の保全に資する取組であることを明確にするため、その要件として「地球温暖化の防止と生物多様性の保全」を例示的に明示する。また、農業者および流通事業者の負担軽減のため、こだわり農産物に係る事務手続きの簡素化を図るための必要な改正を行う。

3 基本計画の改定について

(1) 計画の位置づけ

「滋賀県環境こだわり農業推進条例」(第7条) および「有機農業の推進に関する法律」(第7条) に加えて、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(第7条) に基づく県計画として位置づける。

(2) 計画の期間

令和5年度(2023年度) から令和8年度(2026年度) まで(4年間)

(3) 基本計画（骨子案）

① 計画改定の背景・ポイント

- 米の消費減少に伴う需給緩和や産地間競争の激化
- SDGsやMLGsの取組、エシカル消費等への関心の高まりへの対応
- オーガニック食品市場に対する関心の高まり
- 地産地消に対するコロナ禍による意識の高まり
- 世界情勢の変化による燃油や肥料の高騰
- 国の持続可能な食料システムの構築に向けたみどりの食料システム戦略の公表
- 「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」の世界農業遺産への認定

②現状（これまでの成果）

- 水稻においては県全体の概ね半分で環境こだわり農業が実践され日本一の取組となっている。

⇒ 45%(H29) → 44%(R3) （目標値※ 50%以上）

- 全量環境こだわり農産物であり、高温登熟性に優れ、高温下でも品質の低下しにくい「みずかがみ」は3,254haまで拡大した。

⇒みずかがみ 2,575ha(H29) → 3,254ha(R3) （目標値 ※ 3,000ha以上）

コシヒカリ 5,148ha(H29) → 4,502ha(R3) （目標値 ※ 6,000ha以上）

- 環境こだわり野菜については、にんじん、かぼちゃ、こまつなを重点推進品目に定め推進を図っている。

⇒ 0品目(H29) → 3品目(R3) （目標値※ 3品目以上）

※目標年度は令和4年度

つづき

- 環境こだわり米コシヒカリ専用袋の取組により、集荷量に対する環境こだわり米としてのコシヒカリの出荷割合は高まりつつある。

⇒ 37.8%(H29) → 57.3%(R2) (目標値 なし)

- オーガニック米については、生産面・販売面で施策を講じた結果、オーガニック近江米の商品化が図れ、取組面積は269haまで拡大した。

⇒ 146ha(H29) → 269ha(R3) (目標値※ 300ha)

- オーガニック茶については、生産技術の開発や産地での一貫的な製茶体制の構築に向けた支援により、有機JAS認証取得の機運が高まり、取組面積が拡大した。

⇒ 7ha(H29) → 12ha(R3) (目標値※ 12ha)

生 生産段階での課題

流 流通段階での課題

消 消費段階での課題

③ 問題点と課題

生 • 環境保全型農業直接支払交付金により、係り増し経費については一定補填されているが、環境こだわり農業の推進には生産性のさらなる向上が必要である。

流 消 • 環境こだわり農産物は、区分されずに取扱われる事例があり、加工品は商品数が限られていることから、環境こだわり農産物のマークが消費者の目につきにくい。

生 • 県内の化学合成農薬の流通量は、平成12年度比で約4割の削減を達成しているが、平成21年度以降は下げ止まっている。

生 • 肥料に使用されるプラスチック被膜殻等の農業用プラスチックの環境への流出が問題となっている。

つづき

- 生 生産段階での課題
- 流 流通段階での課題
- 消 消費段階での課題

- 生 流 • オーガニック近江米については量販店での販売が始まっているが、さらなる産地の供給力向上と販路開拓、併せて特性を生かした商品開発が必要である。
- 生 流 • 茶の国内消費が減少傾向にある一方で、海外の需要は増加傾向であるため、相手国の求める残留農薬基準やオーガニックニーズに対応するためオーガニック茶栽培への転換が必要である。
- 生 • 水稲、茶のオーガニック栽培については一定の技術確立が進んでいるものの、それ以外の品目についての技術的知見が不足している。

④基本方針

国のみどりの食料システム戦略とも歩調を合わせ、琵琶湖の保全はもとより地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球環境問題に対応するとともに、生産力の向上を図り、環境こだわり農業のさらなる拡大を図ります。

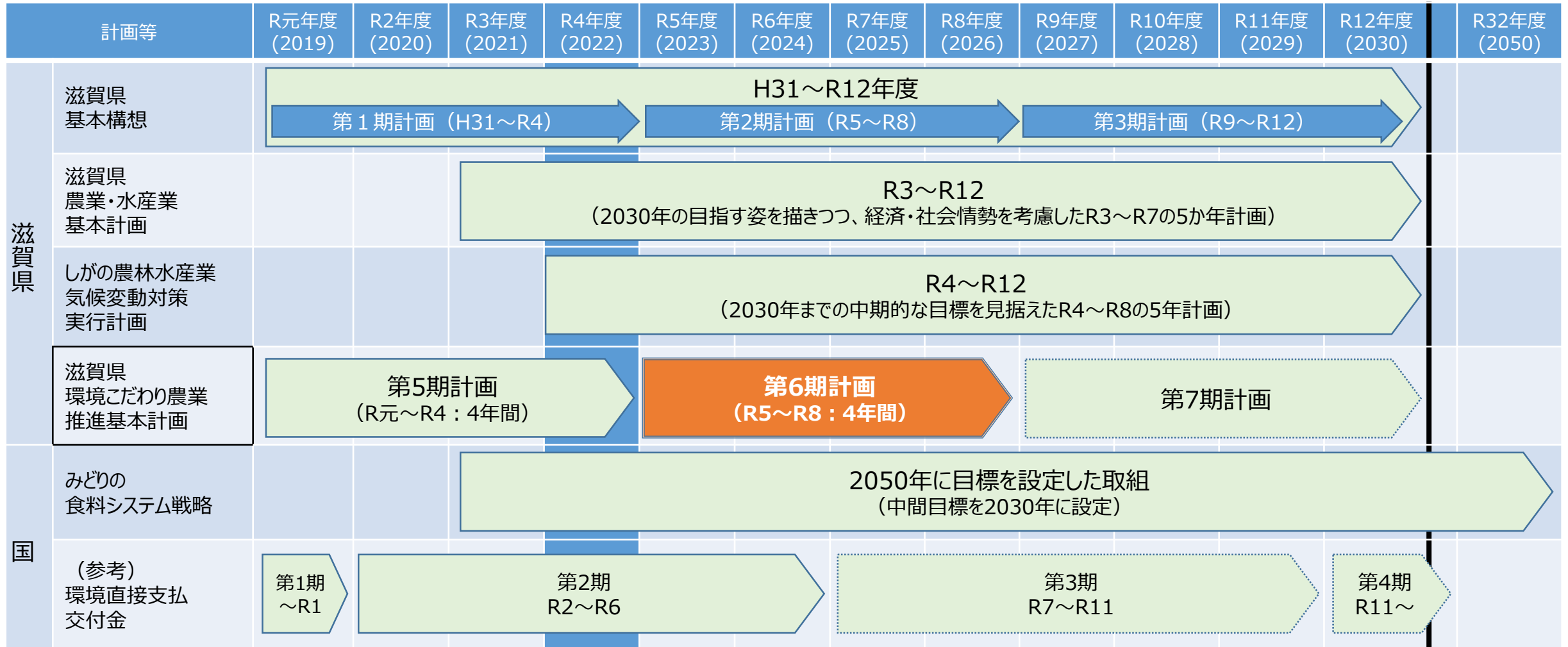
併せて、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけ本格的な作付拡大を図ることで、より安全・安心な農産物を安定的に消費者に供給し、環境こだわり農業全体のブランド力を高めます。

ポイント1 地球環境問題に対応する環境こだわり農業の推進

ポイント2 オーガニック農業の本格的な推進

⑤成果目標の考え方

環境こだわり農業推進基本計画に関連するその他の計画等の期間について



第6期環境こだわり農業推進基本計画の終期はR8年度（2026年度）であるが、その他の主要計画の終期ならびにみどりの食料システム戦略の中間目標年がR12年度（2030年度）であることから、**2030年度の姿を見据えて本計画の目標値を設定。**

⑥重点施策 1 (生産段階)

地球環境問題に対応する生産性の高い 環境こだわり農業の推進

(1) 生産性の向上と持続性の両立

- 作業負担や環境負荷の軽減等を図るためスマート農業技術等を推進
- 化学合成農薬や化学肥料を大幅に削減した栽培方法で作付けされ、かつ高温条件下での収量、品質が安定する水稻新品種の作付け推進
- 肥料高騰への対応や化学肥料の削減を図るため、有機質資材の有効活用を推進
- 農地の地力低下を改善し生産性の向上を図るため、緑肥の作付けやたい肥の施用等による土づくりを推進
- たい肥の効率的な利用に向けたペレット化等の取組を推進

つづき

- 地力マップ等を活用し、地力に応じた施肥設計による化学肥料の削減を推進
- 被膜殻にプラスチックを使用しない緩効性肥料の取組を推進
- 地球温暖化の防止を図るため長期中干し、秋耕等を推進
- 発生予察等を活用し、病害虫の発生状況に応じた防除の推進
- ネオニコチノイド系農薬をはじめとした化学合成農薬の使用量をさらに削減した水稻栽培の検討

目標値（案）	現状	R8年度目標値	R12年度 ※参考
水稻新品種作付面積（割合※）	—	1,000ha(3.3%)	検討中
化学合成農薬流通量の削減	集計中	検討中	10%削減
化学肥料出荷量の削減	集計中	検討中	20%削減
長期中干実施面積（割合※）	11,014ha(21.5%)	12,000ha(23.4%)	18,000ha(35.2%)
秋耕実施面積（割合※）	18,100ha(35.4%)	19,100ha(37.3%)	20,100ha(39.3%)

※ 水稻作付面積に占める割合

⑦重点施策2 (生産段階)

環境こだわり農業の柱としてオーガニック農業を位置づけ 本格的に作付拡大

(1) オーガニック農業の生産拡大

- 大規模経営体における経営部門の一つとしてオーガニック近江米の作付け推進
- 高温条件下での収量・品質が安定する水稻新品種の作付けを推進(再掲)
- 茶の海外需要に対応できるオーガニック茶栽培への転換を推進
- 有機JAS認証の取得を推進

(2) オーガニック農業を支える栽培技術の開発と普及

- 野菜をはじめ麦、大豆などについて、既に現地で実践されているオーガニック農業技術の収集、検討
- オーガニック農業技術の確立に向けた試験研究等を実施
- 作業負担や環境負荷の軽減等を図るためスマート農業技術等を推進(再掲)
- 有機農業指導員を育成し現地指導体制を強化
- オーガニック栽培を志向する新規就農希望者の研修を支援

目標値 (案)	現状	R8年度目標値	R12年度 ※参考
オーガニック農作物作付面積 (割合※1)	355ha(0.7%)	500ha(1.0%)	1,000ha(2.0%)
うちオーガニック米栽培面積 (割合※2)	269ha(0.9%)	400ha(1.3%)	850ha(2.8%)
うちオーガニック茶栽培面積 (割合※3)	12ha(4.0%)	15ha(5.0%)	20ha(6.7%)
オーガニック野菜に取り組む生産者数	集計中	検討中	検討中

※1耕地面積に占める割合 ※2水稲作付面積に占める割合 ※3販売用茶園面積に占める割合

⑧重点施策3 (流通・消費段階)

環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化

(1) 流通・販売面で取組強化

- 「新品種」、「みずかがみ」、「コシヒカリ」、および「オーガニック近江米」を戦略的に販売
- 環境こだわり農産物を使用する加工品等について、店頭等でその使用内容が消費者に理解してもらえるPRを実施
- オーガニック近江米の県域集荷事業者への集荷促進と購入層に合わせた販売を強化
- オーガニック茶の新たな需要の創出とブランド力強化
- オーガニックの特性を生かし、ターゲットとする消費者ニーズに対応した商品開発を支援
- 首都圏や京阪神などオーガニック需要が高い地域での市場開拓と輸出の可能性を検討

(2) 消費者の理解促進

- 商品を通じて環境こだわり農業の取組が消費者に理解してもらえる取組を強化
- 「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」を活用した発信を強化
- 県内で環境こだわり農産物が優先的に購入される地産地消を推進
- 有機農業産地（オーガニックビレッジ）宣言を目指す地域を支援
- 国スポ、障スポなどの大規模イベントや食育を通じ環境こだわり農業の理解促進
- 学校給食へのオーガニック農産物の供給について検討

目標値（案）	現状	R8年度目標値	R12年度 ※参考
水稲新品種作付面積（割合※）再掲	—	1,000ha(3.3%)	検討中
オーガニックビレッジ宣言地域数	1	5	7

※ 水稲作付面積に占める割合

4 環境こだわり農業審議会での主な意見（参考）

- ◆ みどりの食料システム戦略をリードする滋賀ならでは先駆的な取組を始める必要がある。
- ◆ 食育などを通じ消費者理解が進むように検討してもらいたい。
- ◆ オーガニックを進めるにあたっては、農業者の利益がしっかり確保されるよう、生産・流通・消費のそれぞれの段階で取組を行うとともに、経営試算をしっかりとしてもらいたい。

5 改正・改定のスケジュール（予定）

令和4年	3月	基本計画改定の方向性等の検討	（常任委員会）
	8月	<u>条例改正・基本計画（骨子案）について</u>	（常任委員会）
	10月	条例改正・基本計画（原案）について	（常任委員会）
	11～12月	基本計画にかかる県民政策コメント実施	
令和5年	1月	条例改正・基本計画（案）について	（常任委員会）
	3月	条例改正および基本計画の策定・公表	

※ 並行して、環境こだわり農業審議会において意見を聴く。